



フランス・パリ市水道事業の公営化について ーパリ市の記者発表資料及び関連報道からー

(はじめに)

フランス・パリ市の水道事業は、現在、浄水部門については第三セクターである「**SAGEP : Societe Anonyme de Gestion Eaux de Paris** : パリ市、Suez、Veolia の3者で設立」が、配水及び料金徴収部門については、セヌ川右岸は Veolia、セヌ川左岸は Suez が、それぞれ受け持っているとのことです。

一方、パリ市の水道事業運営について、パリ市と Suez 及び Veolia は、1985年から25年間の[アフエルマージュ契約](#)を結んでおり、当該契約は2009年末をもって期限が到来することとなります。

このような状況のもと、パリ市は、2008年6月2日、(2009年末をもって、Suez 及び Veolia との契約を終了し) パリ市の水道事業を2010年から公営に戻すとの趣旨の記者発表を行いました。

(注) [アフエルマージュ契約](#)

民間企業が自治体から施設を借り、施設の運営・維持管理全般に民間企業が権限と責任を持つ方式

以下に、パリ市の記者発表資料及び関連報道(ともに仮訳)を紹介することとします。

1. パリ市の記者発表資料(2008年6月2日)からー仮訳ー

ーパリ市における公営水道事業体の創設に向けた新たな一歩ー

2008年6月2日、於：パリ

プレスリリース

パリ市における公営水道事業体の創設に向けた新たな一歩

パリ市の[混合経済会社\(SEM\)](#)であるオー・ド・パリは、5月30日の取締役会で、同市の上下水道及び管路管理担当助役でもある会長アンヌ・ル・ストラートの再任を決定するとともに、新しい代表執行役としてティエリ・ヴァールを任命した。

パリ市当局は、この新しい人事によって、市の水道事業改革の調整管理体制を完成する。元環境省総局長で現在財政監察官を務めるティエリ・ヴァールは、パリ市長及びアンヌ・ル・ストラートの監督の下、パリ市事務局長と共同で、この改革の陣頭指揮にあたる。副代表執行役に就任するオディール・ド・コルネールも、自身のあらゆる経験を、オー・ド・パリ社の変身（2009年、まずこのオー・ド・パリ社を中核として、新たな公営事業体が創設される）のために生かすことになる。

選挙の際、[ベルトラン・ドラノエ](#)は、水の生産から配水に至る水道網全体の責任を担う単一の公営事業体（[商工業的公施設法人](#)の形態をとるもの）を創設することを公約していた。これを受け、管理契約の満了する2009年に、水の生産を担当する混合経済会社と、セーヌ川の右岸及び左岸の配水を担当する2社の民間受託事業者との間で責任が分散している現状に終止符が打たれることになる。また、然るべき時期に、ティエリ・ヴァールが、この新しい商工業的公施設法人の代表執行役に就任するはずである。

この改革によって、ベルトラン・ドラノエ（パリ市長）は、水資源の最適な管理を阻害していた責任の分散を終息させ、水道事業の管理を強化するというその意志を明確にし、そして、パリ市民に、質の高い水を、最適なコスト並びに高いサービス水準で提供する考えである。加えて、水道料金の自治体経費負担分について、その安定を維持するという公約も再確認されている。その他、ドラノエ市長は、水道事業の市営化に向けたこの改革が、中期的には、いくつかの水生産ツールの共有を拡大することのメリットとその方法に関する考察をイル・ド・フランス地方の他の自治体とともに展開する契機となり得るのではないかと期待している。

(出典) http://www.eaudeparis.fr/cgi/actualite/cdp_2008_06_02.shtml

(参考1) 経済混合会社 (SEM : **Société d'Economie Mixte**) について
[SEM](#)は公共的な事業を行う第3セクターとして官民共同出資により設立
<http://www.usrc.co.jp/regeneration-home.htm>

(参考2) ベルトラン・ドラノエ市長について
http://www.citymayors.com/mayors/paris_mayor.html

(参考3) 商工業的公施設法人について
商工業的公役務 (service public industriel et commercial) に関する公施設法人
<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/chap2.htm>

2. 関連報道から一仮訳

パリ市の水道事業再公営化を巡る動きについては、関連したいくつかの報道等がみられるが、ここでは、「Inter Press Service」による報道内容（仮訳）を紹介する。

(参考) インタープレスサービス(IPS)の概要について(HPから)
<http://ips-j.org/international/index.html>

インタープレスサービス(IPS)は、地球規模の諸問題と密接に関連する南(開発途上国・地域)における諸問題を、北(先進国)の政策責任者、NGO、各種専門家にコマーシャリズムに左右されることなく伝えていくことを理念として、1964年(昭和39年)に発足したローマに本部を置く、開発分野専門の国際通信社です。

[水は、再び公共の手に戻る]

Julio Godoy 記者

パリ発、6月23日（IPS）－水道サービスは2010年までに公共の手に戻るであろうというパリ市当局の声明は、水道サービスの民営化の終焉という世界的な流れと一致するものである。

2008年6月2日、パリ市長 Bertrand Delanoë は、100年以上にわたって独占的に民営化されていたすべての水道サービスの経営権を2010年までに、地方行政に戻すことを発表した。

世界最大の水道企業である Suez、Veolia との契約は、2009年12月31日以降は継続を行わない予定である。

Delanoë 市長は、「より良い水道サービスをより適正な価格で提供したい。また、（水道事業を公営化することで）安定的な価格を約束する。」と述べている。

さらに、パリ周辺の地方行政区に対しても、水道事業民営化の終焉を広めていくつもりであるという。

これを受けて、Water Remunicipalisation Tracker の Olivia Hoedeman は、「フランスは、かつて水道事業民営化の先導的役割を担ってきた国である。このような国が、公営化に戻ることは、新しい水道経営のパターンが形成されるサインである。」と説明している。

このような「再公共化 (re-municipalisation)」の国は西アフリカのマリ、ウルグアイのように国営化に戻した国々と、アルゼンチンのブエノス・アイレス、サンタフェ、ボリビアのコカバーナ、カナダのハミルトン、さらにフランスのいくつかの地方行政区のように公共化に戻した国がある。

フランスにおける40以上の地方自治体や都市共同体は、ここ10年間で水道事業を公共経営に戻し、より改善されたサービスを安価に提供してきた。

1990年代、アフリカやアジア、ラテンアメリカを中心とする多くの国々では、水道事業、下水設備の民営化を強いられてきた。EU、世界銀行、IMF、WTOのような新自由主義の掲げる市場の開放を信奉する機関の強いプレッシャーの下、実行されてきた。

この際、最大の利益を上げたのが、19世紀後半以降フランスの水道事業を経営してきた Suez と Veolia の2社であった。

この2つの会社は、南米のアルゼンチン、ボリビア及びコロンビアから、東欧諸国、フィリピンに至るまで、水道サービスの実質的な完全民営化に乗り出した。

東欧諸国においては、1990年当時のフランス大統領である Francis Mitterrand の提案によりフランスの官僚主導で設立された、欧州復興開発銀行（EBRD）の支援により、多数の民営化契約を結んだ。

また EU は、WTO を通じて、水道事業及びその他の事業における世界規模での民営化推進の試みをリードしてきた。

さらに2001年、カタルで開催されたWTOのドーハラウンドでは、EUのトレードコミッショナーであるPascal Lamyは、「環境関連物品及びサービスについての関税及び非関税障壁の撤廃・削減」をドーハ宣言パラ31に盛り込んだ。この「環境サービス」には水道事業も含まれている。

EUは、これまで、貿易政策を実践するため、水道関連企業と親密な関係を築いてきた。しかし、2002年5月17日付けの公式文書の中で、ヨーロッパ委員会は、水道関連企業に対してEU市場の置かれている厳しい状況、つまり、新たな市場へのアクセスが確保する必要性を述べた。

Paris VIII大学の経済学部教授、Bernard Marisは、Suez、Veoliaの2社は、海外で征服者のように振舞っていると批判している。それと同時に、この2社にとって保護貿易政策やフランスが外国企業に対する排他的な経済政策を採っていることが好都合であるとも指摘している。

フランスやその他の国の民営化された多くの水道事業では、規模の拡大やネットワークの向上の対象を失い、料金の高額化や負担のしきれない給水申込加入金を招いた。このとき、経営の透明性や説明責任が存在しなかったと、Hoedemanは指摘する。結果として、非常に多くの契約が打ち切りとなり、社会不安をもたらした。

1987年、フランスのGrenoble市の水道事業の民営化は当時ジャック・シラク政権指導によって行われた。しかしこのSuezのプロジェクトは、後に賄賂、不正会計及び不当料金が後に表面化する。

1999年、フランス裁判所は、前大臣とSuezの取締役を不正取引で有罪判決を下し、1990年から1998年にかけてのすべての水道料金を返還するように命じた。

裁判所がGrenoble市の結んだ契約を無効にし、公共経営に戻して以降、水道料金は直ちに下がった。2002年のおわりまでにGrenobleの水料金は、1m³あたり2.14ユーロと、フランスで最も安価にまで下がった。このような進歩は、世界に広まり、水道事業の民営化は終焉を迎えようとしている。

(出典) <http://ipsnews.net/news.asp?idnews=42922>

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

〃 調査事業部研究員 小宮山 徹

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。